

契約書（案）

1. 契約件名 デジタル複合機賃貸借契約
(本局、各運輸支局)
2. 品名及び数量 別紙のとおり
3. 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税 金 円)
4. 契約期間 令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
5. 履行場所 別紙のとおり
6. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進を発注者とし、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を受注者として、次の条項により契約を締結する

(総則)

第 1 条 受注者は、本契約の条項及び仕様書に従いデジタル複合機（以下「機器」という。）を発注者に貸与し、発注者は、受注者にその対価として賃貸借料金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

(賃貸借料金)

第 3 条 賃貸借料金の月額、月の初日から末日までの1か月分とする。ただし、賃貸借期間が1か月に満たない場合の月額は、日割り計算により算出した額とする。

(検査及び賃貸借料金の請求)

第 4 条 受注者は、毎月末日に発注者の検査を受けた後、前条に定める賃貸借料金を発注者に請求するものとする。

ただし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の支払)

第 5 条 賃貸借料金は、使用月分ごとに支払うものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に賃貸

借料金を支払うものとする。

- 3 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に賃貸借料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.6%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、契約期間中、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

（管理義務）

- 第 6 条 発注者は機器を善良な管理者の注意義務をもって管理、使用しなければならない。

（機器の取替等）

- 第 7 条 発注者は、機器の取替、改造、移転を行う場合又は複合機に他の機械器具類を取り付ける場合は、あらかじめ受注者の承諾を要するものとし、これらに要する費用は全て発注者の負担とする。

（動産総合保険）

- 第 8 条 機器に対する動産総合保険は、受注者が付保し、その費用は受注者が負担するものとする。

（損害賠償）

- 第 9 条 受注者は、発注者が故意又は過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に対し請求できるものとする。ただし、動産総合保険で補填された損害についてはこの限りでない。

（契約不適合責任）

- 第 10 条 発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、発注者の指示により生じたものである場合（ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除く）を除き、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 発注者が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内（数量の不足については5年以内）に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が物品の納入時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知ら

なかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た受注者の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ハ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった

とき。

(7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第13条 受注者は、前条第1号から第4号及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%

の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

ただし、契約期間中、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第2項に基づき、利息を生ずべき債権の法定利率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第15条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 令和3年度 | 円 |
| 令和4年度 | 円 |
| 令和5年度 | 円 |
| 令和6年度 | 円 |
| 令和7年度 | 円 |

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

（紛争の解決）

第16条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第17条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 加藤 進

受注者

別紙

契約金額、機種等一覧表

| 設置場所 | | メーカー名 | 機種 | 月額 | 年額 | 総額(5年) |
|------------|-------|-------|----|----|----|--------|
| 本局 | 交通政策部 | | | | 0 | 0 |
| 室蘭(入江) | 共用 | | | | 0 | 0 |
| 苫小牧 | 共用 | | | | 0 | 0 |
| 釧路 | 総務 | | | | 0 | 0 |
| 旭川 | 登録 | | | | 0 | 0 |
| 小計 | | | | 0 | 0 | 0 |
| 消費税及び地方消費税 | | | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | | | 0 | 0 | 0 |

別紙

設置場所一覧表

| 設置場所 | 電話番号 | 住所 |
|-------------|--------------|-----------------------------|
| 北海道運輸局本局 | 011-290-2713 | 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 |
| 室蘭運輸支局入江町庁舎 | 0143-23-5001 | 室蘭市入江町1番地 室蘭地方合同庁舎 5階 |
| 苫小牧海事事務所 | 0144-32-5901 | 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 2階 |
| 釧路運輸支局 | 0154-51-2522 | 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 |
| 旭川運輸支局 | 0166-51-5271 | 旭川市春光町10番地1 |

契約書（案）

1. 契約件名 デジタル複合機保守契約
(本局、各運輸支局) 【単価契約】
2. 品名及び数量 別紙のとおり
3. 契約金額 別紙のとおり
4. 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
5. 履行場所 別紙のとおり
6. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進を発注者とし、〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、デジタル複合機（以下「機器」という。）を発注者が常時正常な状態で使用できるように保守管理を行うとともに、機器に必要な消耗品等（受注者の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。）を円滑に供給し、発注者は、受注者にその対価として料金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

(料金)

- 第3条 料金は、機器の積算カウンターの数値1につき別表のとおりとする。
- 2 前項の料金には機器の通常の保守管理及び消耗品等の供給に要する費用を全て含むものとする。
 - 3 次に掲げる場合の故障修理に要する費用については、別途協議のうえ決定する。
 - (1) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合
 - (2) 受注者又は受注者の指定した者以外の者による改造、修理又は分解を行った場合
 - (3) 天災地変、その他これに類する災害による場合

(検査及び料金の請求)

第 4 条 受注者は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末日に発注者の検査を受けた後、前条に定める料金を発注者に請求するものとする。

ただし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第 5 条 料金は、使用月分ごとに支払うものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に料金を支払うものとする。

3 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年 2.6% の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(保守)

第 6 条 受注者は、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるように技術員を履行場所に派遣し点検、整備及び一般部品の交換を行わなければならない。

2 機器が故障した場合は、発注者の請求により受注者は直ちに技術員を派遣して修理し、発注者の業務に支障のないように速やかに正常な状態に回復しなければならない。

(消耗品等の供給等)

第 7 条 受注者は、前条第 1 項による点検等又は発注者の通知により必要と認めた場合は、消耗品等の供給又は部品の交換を行う。

(消耗品等の所有権)

第 8 条 消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良な管理者の注意義務をもって管理、使用しなければならない。

(秘密の保持)

第 9 条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が契約の解除を申し出たとき

(2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不

正行為があったとき

- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ヘ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第11条 受注者は、前条第1号から第4号及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額（以下「契約金額相当額」という。）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額（この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第13条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第14条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 加藤 進

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

別紙

◆契約金額

◇モノクロ

| 機種 | 基本料金 | カウンター1あたりの金額 | カウンター1あたりの金額 |
|----|------|--------------|--------------|
| | 枚まで | ～ 枚 | 枚以上 |
| | 円 | 円 | 円 |

◇カラー

| 機種 | 基本料金 | カウンター1あたりの金額 | カウンター1あたりの金額 |
|----|------|--------------|--------------|
| | 枚まで | ～ 枚 | 枚以上 |
| | 円 | 円 | 円 |

*テストコピー分として請求月額よりモノクロ〇%、カラー〇%を控除することとする。

別紙

◆設置場所等

| 設置場所 | | 機種 | | モード | 月平均使用予定枚数 |
|---|-------|--------------|-----------|-------------|--------------------|
| 北海道運輸局本局 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 | 交通政策部 | フルカラーデジタル複合機 | FAX 付き | モノクロ カラー | 1,300 枚 600 枚 |
| 旭川運輸支局 旭川市春光町10番地1 | 登録 | フルカラーデジタル複合機 | FAX 付き | モノクロ カラー | 2,300 枚 400 枚 |
| 室蘭運輸支局 入江町庁舎 室蘭市入江町1番地 室蘭地方合同庁舎 5階 | 共用 | フルカラーデジタル複合機 | FAX 付き | モノクロ カラー | 1,300 枚 300 枚 |
| 苫小牧海事事務所 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 2階 | 共用 | フルカラーデジタル複合機 | FAX 付き | モノクロ カラー | 1,000 枚 1,000 枚 |
| 釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 | 総務 | フルカラーデジタル複合機 | FAX 付き | モノクロ カラー | 1,400 枚 200 枚 |